

4 「規制改革集中受付月間」の推進

【問題意識】

低迷する我が国経済を活性化する鍵は民間の活力であるが、それを最大限に引き出すためには、企業や個人が創意工夫を発揮し、日々変化する市場のニーズに適応した新たなビジネスや新商品・新サービスを、自由、円滑かつ迅速に提供できる事業環境の整備が必要である。特に、民間事業者は、その事業活動を行うに際し、細かな行政手続や行政による不透明な解釈なども含め、数多くの事業活動上の阻害となる規制に直面していることから、民間の事業活動をより円滑化し、活性化させるためには、こうした事業活動を細かく規定する規制、すなわち、行政手続の簡素化、法令解釈の明確化を始め、基準認証、保安規制、必置資格などの見直しが切に求められている。

こうした状況から、総合規制改革会議では、従来より精力的な検討に取り組んできた「経済社会各分野のシステム全体の变革」に加え、「個別の規制改革要望」にも同様に積極的に取り組むことが、規制改革全体の推進にとって重要との認識の下、昨年度において、9月から10月にかけて「集中受付期間」を設け、経済団体・個別企業等からの行政手続の簡素化、法令解釈の明確化等、主にビジネスニーズに係る要望の幅広い収集・分析等によるきめの細かい対応を短期的・集中的に行い、77項目にわたる規制の見直しを実現したところである。

一方、「構造改革特区制度」が昨年度創設された。これは全国規模の規制改革と並び規制改革を強力に推進していく上での車の両輪に位置付けられるが、同制度においては、制度発足より広く地方公共団体や民間等から規制の特例（特区提案）を集中的に公募するとともに、手続公開の下で関係府省と比較的短期間のうちに提案実現に向けた調整を図る仕組みをとっている。同制度では、こういった手法を用い、これまで第1次から第3次提案募集を通じ、教育・医療・農業といった分野での株式会社参入を始め、特区における規制の特例事項として159項目、全国規模での規制改革事項として217項目にのぼる規制改革成果を挙げるなど精力的な活動が行われており、その成果が、大いに評価・期待されている。

このような中、昨年度実施された具体の事業活動に基づくビジネスニーズに根ざす規制改革要望の収集を通じた規制の見直しの成果及びその手法（上述）については、民間事業者等を中心に広く評価・支持されるとともに、その取り扱う対象の拡大も含め、一層充実した形での継続的な取組が求められたところである。この評価や、「構造改革特区制度」に対する評価・期待を併せかんがみると、幅広い事業活動の推進にとどまらず、消費者・生活者として国民生活の向上を図り豊かで質の高い社会の実現を目指す上でも、消費者・生活者の立場から障害となる身近な規制改革要望も含め、広く国民、経済界等からの要望を

積極的に受け付け、これらを丹念に一つ一つ改革をしていくことが欠かせない。加えて、事業活動・消費者・生活者を取り巻く経済・社会情勢は時々刻々と変化するとともに、変化のスピードは次第に速まっていることから、丹念さとともに、時代の要請に見合うスピード感を持って一つ一つ改革を推進していくことが欠かせない。

従来より政府においては、広く国民、経済界が個別規制の改革を要望すること自体には門戸を開き、それらへの対応を図っているところではあるが、前述の状況認識を踏まえれば、結果に至るプロセス・時間軸を含め、より明示的な「個別規制改革要望全般への対応の仕組み」が確立され、速やかに運用されることが求められていると考えられる。

こうした状況を踏まえ、本年度の総合規制改革会議においては、分野を問わず広く国民各層からの要望を網羅的に求めて洗い出し、短期的・集中的にきめ細やかな対応を図り、時代の要請に見合うスピード感の下に必要な規制改革を推進していくことが経済・社会の活性化、国民本位のシステムの形成の上で不可欠であるとともに、規制改革要望の収集から検討・調整に至るこれらプロセスの一つ一つを公開して行うことが、透明性の確保に加え、要望者並びに関係者の相互理解の深化、ひいては世論の形成の上でも重要であるとの認識の下、既に十分な実績を有する構造改革特区制度（内閣官房構造改革特区推進室）と密接にタイアップした運用を図りながら、こういった規制改革要望の実現に向けた調整・対応を行った。具体的には、全国規模の規制改革要望と構造改革特区の提案とを同時に受け付ける「規制改革集中受付月間」を、6月、11月の2度にわたり設け、これらの要望・提案について可能な限り多くの規制改革を可能な限り速やかに実現できるよう、透明性のあるプロセスの中で各府省との検討・調整等の取組を積極的に推進してきたところである。

【具体的施策】

こうした問題意識の下、6月及び11月の「規制改革集中受付月間」において実施したプロセス、並びに6月の「規制改革集中受付月間」実施における結果は、以下の通りである。

（実施したプロセス）

「規制改革集中受付月間」の設定による規制改革要望の集中公募

6月及び11月の各1か月間を「規制改革集中受付月間」とし、構造改革特区推進室との連携の下、地方公共団体、民間、個人を問わず広く一般から、全国規模での規制改革要望（特区特例事項の全国展開要望を含む）と構造改革特区提案を同時に、集中的に公募した。

< 公募状況 >

	全国規模での規制改革要望	構造改革特区提案(第3次、第4次)
6月	110の要望主体から、417項目の要望	188の提案主体から、280件の特区提案
11月	147の要望主体から、947項目の要望	223の提案主体から、338件の特区提案

なお、6月及び11月の2度にわたり「規制改革集中受付月間」を設けた趣旨は、広く一般の要望者の要望機会を広く担保することに加え、経済・社会情勢の変化の中で新たに産み出される規制改革要望をより早く把握・収集し、より早く、その可否を含めた対応の明確化を図ることが、経済・社会の活性化、国民本位のシステムをより円滑に形成していくことに資するとともに、時代の要請に見合うスピード感を幾許かは充足することになるであろうとの認識に基づくものである。

また、構造改革特区推進室と連携を図る趣旨は、単に公募の共同実施にとどまるものではなく、双方が公募から調整の一連の過程において密接に連携することにより、「特区」か「全国」かの二者択一を各府省に求めることが可能となり、ひいては「可能な限り多くの規制改革を可能な限り速やかに実現する」ことに資するとの認識に基づくものである。

手続公開の下での各府省との調整

各要望事項の関係府省との調整に際し、その状況を当会議ホームページに掲載し、掲載情報を随時更新することで透明性を担保し、要望者にとって論点を把握しやすく、調整過程においても自らの見解を表明することが可能な調整活動とした。

当会議の有する機能の活用

さらに、各府省との調整経過を踏まえ、必要な事項については、当会議の各ワーキンググループを集中的に開催し、精力的な審議を行った。

公募から調整完了に至るサイクルの短縮

要望事項の成否をより早く要望者にフィードバックすることを含め、時代の要請に見合うスピード感のある対応を図るとの趣旨から、前述 から の過程を概ね4か月で行い、「結果」に至るまでのサイクルを短縮した。

< 検討結果 >

	全国規模での規制改革要望	構造改革特区提案（第3次）
6月	全国規模で実施すべき規制改革事項として、67項目(*)の実施を決定。 （平成15年9月19日閣議報告）	特区における規制の特例事項として19項目、全国規模で実施すべき規制改革事項として29項目(*)の実施を決定。 （平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定）

(*)うち3項目は、双方に重複する項目。

なお、本年11月の「規制改革集中受付月間」において受け付けた規制改革要望への対応については現在検討・調整の途上であるが、各府省においては、引き続き「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で積極的な対応が図られることが望まれる。

1 規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応

本年6月の「規制改革集中受付月間」において受け付けた規制改革要望のうち全国規模で実施すべき規制改革事項及びその対応方針については、同年9月、閣議報告が行われたが、当該対応方針に沿って、この措置内容及びこれに加え（閣議報告の対象とはならなかったが）全国規模での実施を「検討」等すべき事項を中心に、検討・フォローアップを行った。その結果を踏まえ、各府省等は、同月間で受け付けた規制改革要望について、巻末の別表3及び別表4のとおり実施すべきである。

2 「規制改革集中受付月間」の定着化【平成15年度中に措置、以降逐次実施】

規制改革は、民間のビジネスチャンスを拡大し経済を活性化するとともに、消費者・生活者が安価で質の高い多様な財・サービスを受けられることを一層可能とするものであることは言うまでもない。しかしながら、規制改革は、それ自体で万能薬となるものではなく、改革を通じより一層自由になった環境の中で、国民や事業者が、思う存分、主体的に活動や事業を展開してそこで初めて意味を持つものである。だからこそ、規制改革の検討に当たっては、これを活用する主体である国民や経済界の声に広く耳を傾け、これを汲み上げて、細かく丁寧に対応していくという姿勢やそれに基づく取組が、常に間断なく求められるとともに、日々変動する経済社会状況の変化に見合うスピード感を持って対応することが今後一層必要とされており、その重要性はますます高まっている。

したがって、政府において、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、来年度以降もこのような「規制改

革要望集中受付月間」活動が継承され、定着化が図られるべきである。加えて、常に検証・評価（自己評価は無論のこと、外部評価も踏まえた上で）を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実が図られるべきである。

このような国民に根ざす国民本位の改革が、力強く、たゆまず推進されるよう強く期待する。